



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*21 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則	(行政改革課) 1
○ 訓令		
*2 事務決裁規程の一部を改正する訓令	(行政改革課) 3
*3 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令	(") 6

規 則

和歌山県規則第21号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)の一部を次のように改正する。

第5条の表国体準備課の項中「総務企画班 競技運営式典班 施設班」を「総務班 広報県民運動班 競技式典班 施設調整班」に改める。

第6条の表総務部の部総務管理局の款管財課の項中「庁舎営繕班 財産班」を「財産班」に改め、同表県土整備部の部県土整備政策局の款技術調査課の項中「公共事業改革班」を「契約管理班」に改め、同部道路局の款道路保全課の項中「交通安全指導班」を「交通安全・市町村道班」に改める。

第7条第2項の表果樹園芸課の項中「農業環境保全室」を「農業環境・鳥獣害対策室」に、「鳥獣対策班」を「被害対策班」に改める。

第8条第2項の表総務事務集中課の項中「総務事務班」を「業務第一班 業務第二班」に改める。

第19条県民生活課の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第13号までを1号ずつ繰り上げ、同項第14号中「(住宅環境課の所掌に属するものを除く。)」を削り、同号を同項第13号とし、同項第15号から第22号までを1号ずつ繰り上げ、同条青少年・男女共同参画課の項第10号中「住宅環境課」を「都市政策課」に改める。

第20条第2項中「第15号及び第16号」を「第2号(産業廃棄物の保管の届出に関するものに限る。)、第14号及び第15号」に改める。

第21条子ども未来課の項第19号を同項第20号とし、同項第11号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)の施行に関すること。

第23条商工観光労働総務課の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条観光振興課の項第13号を同項第14号とし、同項第8号から第12号までを1号ずつ繰り下げ、同項第7号の次に次の1号を加える。

(8) 和歌山県観光立県推進条例(平成21年和歌山県条例第93号)の施行に関すること。

第25条食品流通課の項第8号を削り、同項第9号を同項第8号とし、同項第10号を同項第9号とし、同条経営支援課の項第3号中「農業改良資金助成法」を「農業改良資金融通法」に改め、同項第19号を同項第20

号とし、同項第4号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）の施行に関すること。
第25条水産振興課の項第17号を次のように改める。

(17) 和歌山県北部栽培漁業センター及び和歌山県南部栽培漁業センターに関すること。

第27条道路政策課の項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とし、同条道路保全課の項第1号中「舗装、維持、修繕」を「認定、保全」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 道路災害復旧関係事業の施行のうち技術に関すること。

第27条道路保全課の項第3号中「交通安全施設」を「交通安全施設整備」に改め、同項第4号中「の指導」を削り、同条道路建設課の項第5号を次のように改める。

(5) 森林法の施行に関すること（県営林道事業に限る。）。

第27条道路建設課の項第6号から第8号までを削り、同項第9号を同項第6号とする。

第29条総務事務集中課の項中「本庁等」を「本庁、海草振興局等」に改め、同項第1号中「支出事務（支出負担行為の確認を含む。）」を「支出関係事務」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 物品調達に係る支出負担行為の確認に関すること。

第51条の2第3項中「海草振興局建設部総務調整課」の次に「及び西牟婁振興局建設部総務調整課」を加える。

第56条第2項中「及び伊都振興局建設部」を削り、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 伊都振興局建設部工務課においては、第1項及び第58条に規定する事務のほか、紀の川流域下水道の管渠工事並びに処理場及びポンプ場の場内道路、植生、フェンス、場内照明等の工事の設計、施工及び監督に関する事務を所掌する。

第58条に次の1項を加える。

2 西牟婁振興局建設部道路整備課においては、前項に規定する事務のほか、東牟婁振興局管内における橋梁点検に関する事務を所掌する。

第64条第2項第1号中「工事」を「工事の設計、施工及び監督」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 紀の川流域下水道の処理場及びポンプ場の工事の設計、施工及び監督に関すること（第56条第3項に規定する事務を除く。）。

第66条に次の1項を加える。

4 七川ダム管理事務所においては、第1項に規定する事務のほか、東牟婁郡古座川町佐田、添野川、下露、西川、平井、成川及び松根の区域における道路、河川、砂防等の工事の設計、施行及び監督に関する事務を所掌する。

第98条第7号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

(7) 企業等からの依頼に基づく試験研究又は調査に関すること。

第180条に次の1号を加える。

(7) 林業従事者の養成及び研修に関すること。

第186条の3第1号中「農業情報」を「就農のための情報」に改める。

第211条第3項の表人事課職員厚生室の部の次に次のように加える。

税務課	分室長	上司の命を受け、自動車税及び自動車取得税の証紙徴収に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。
-----	-----	---

第212条第1項の表こころの医療センターの部診療部の款を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

訓 令

和歌山県訓令第2号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1部長専決事項の欄中16を20とし、11から15までを15から19までとし、同欄10を同欄13とし、同欄13の次に次のように加える。

14 税外収入の不納欠損処理処分に関すること。

別表第1部長専決事項の欄中9を12とし、5から8までを8から11までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）に関する次のこと。

(1) 特例社団法人又は特例財団法人の公益社団法人又は公益財団法人への移行の認定（第44条）

(2) 特例社団法人又は特例財団法人の一般社団法人又は一般財団法人への移行の認可（第45条）

6 和歌山県情報公開条例（平成13年和歌山県条例第2号）第19条に規定する異議申立てに係る和歌山県情報公開審査会への諮問に関すること。

7 和歌山県個人情報保護条例（平成14年和歌山県条例第66号）第39条に規定する異議申立てに係る和歌山県個人情報保護審議会への諮問に関すること。

別表第1局長専決事項の欄11中「（平成18年法律第50号）」を削り、同表課長専決の欄10中「（平成13年和歌山県条例第2号）」を削り、同欄12中「（平成14年和歌山県条例第66号）」を削る。

別表第2総務部の表総務学事課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）に関する次のこと。

(1) 一般社団法人又は一般財団法人の公益認定（第4条）

(2) 公益社団法人又は公益財団法人の変更の認定（第11条）

別表第2総務部の表総務学事課の項局長専決事項の欄4中「（平成18年法律第49号）」を削り、同項課長専決事項の欄3 (3) を削り、同欄3 (4) 中「第14条」を「第11条」に改め、同欄3 (4) を同欄3 (3) とし、同表人事課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

2 市町村職員実務研修実施要綱に関する次のこと。

(1) 研修期間の延長又は短縮（第3条第2項）

別表第2総務部の表市町村課の項部長専決事項の欄3 (2) を次のように改める。

(2) 行政書士又は行政書士法人に対する懲戒処分（第14条、第14条の2）

別表第2総務部の表市町村課の項部長専決事項の欄4を削り、同欄5を同欄4とし、別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄1中 (16) を (18) とし、(13) から (15) までを (15) から (17) までとし、同欄1 (12) を同欄1 (13) とし、同欄1 (13) の次に次のように加える。

(14) 産業廃棄物熱回収施設の認定（第15条の3の3第1項）

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項部長専決事項の欄1 (11) 中「第15条の2の6」を「第15条の2の7」に改め、同欄1 (11) を同欄1 (12) とし、同欄1 (10) 中「第15条の2の5第1項」を「第15条の2の6第1項」に改め、同欄1 (10) を同欄1 (11) とし、同欄1 (5) から (9) までを同欄1 (6) から (10)

までとし、同欄1 (4) の次に次のように加える。

(5) 一般廃棄物熱回収施設の認定 (第9条の2の4第1項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項局長専決事項の欄1 (2) 及び (3) 中「第9条の3第8項」を「第9条の3第9項」に改め、同欄1 (4) 中「第9条の3第7項」を「第9条の3第8項」に改め、同欄1 (5) 中「第9条の3第9項」を「第9条の3第10項」に改め、同欄1 (11) 中「第15条の2の4」を「第15条の2の5」に改め、同項課長専決事項の欄1中 (25) を (27) とし、(20) から (24) までを (22) から (26) までとし、同欄1 (19) 中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同欄1 (19) を同欄1 (21) とし、同欄1 (18) 中「第15条の2の5第3項」を「第15条の2の6第3項」に改め、同欄1 (18) を同欄1 (20) とし、同欄1 (17) 中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同欄1 (17) を同欄1 (18) とし、同欄1 (18) の次に次のように加える。

(19) 産業廃棄物処理施設の定期検査 (第15条の2の2第1項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄1 (16) 中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同欄1 (16) を同欄1 (17) とし、同欄1 (15) 中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同欄1 (15) を同欄1 (16) とし、同欄1 (14) 中「第15条の2の5第2項」を「第15条の2の6第2項」に改め、同欄1 (14) を同欄1 (15) とし、同欄1 (13) を同欄1 (14) とし、同欄1 (12) を同欄1 (13) とし、同欄1 (11) 中「第12条第9項、第12条の2第10項」を「第12条第11項、第12条の2第12項」に改め、同欄1 (11) を同欄1 (12) とし、同欄1 (10) 中「第12条第8項、第12条の2第9項」を「第12条第10項、第12条の2第11項」に改め、同欄1 (10) を同欄1 (11) とし、同欄1 (9) 中「第12条第7項、第12条の2第8項」を「第12条第9項、第12条の2第10項」に改め、同欄1 (9) を同欄1 (10) とし、同欄1 (8) を同欄1 (9) とし、同欄1 (7) 中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同欄1 (7) を同欄1 (8) とし、同欄1 (6) 中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同欄1 (6) を同欄1 (7) とし、同欄1 (5) 中「第9条の3第10項」を「第9条の3第11項」に改め、同欄1 (5) を同欄1 (6) とし、同欄1 (4) の次に次のように加える。

(5) 一般廃棄物処理施設の定期点検 (第8条の2の2第1項)

別表第2環境生活部の表循環型社会推進課の項課長専決事項の欄2に次のように加える。

(3) (特別管理) 産業廃棄物処理業者の優良基準適合確認 (附則第5条第1項)

別表第2環境生活部の表廃棄物指導室の項課長専決事項の欄1 (4) を同欄1 (5) とし、同欄1 (3) 中「第19条」を「第19条第1項」に改め、同欄1 (3) を同欄1 (4) とし、同欄1 (2) を同欄1 (3) とし、同欄1 (1) 中「第12条の3第6項」を「第12条の3第7項」に改め、同欄1 (1) を同欄1 (2) とし、同欄1 (1) として次のように加える。

(1) (特別管理) 産業廃棄物の保管の届出の受理 (第12条第3項、第4項、第12条の2第3項、第4項)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄3を次のように改める。

3 水道法 (昭和32年法律第177号) に関する次のこと。

(1) 事業の変更の認可のうち次に掲げるもの (第10条)

ア 給水区域の拡張、給水人口及び吸水量の増加 (水源の種別又は取水地点の変更を伴わないものに限る。)

イ 浄水方法の変更

(2) 事業の休止及び廃止の許可 (第11条)

(3) 用水供給事業の変更の認可のうち次に掲げるもの (第30条)

ア 給水対象及び吸水量の増加 (水源の種別又は取水地点の変更を伴わないものに限る。)

イ 浄水方法の変更

(4) 用水供給事業の休止及び廃止の許可 (第31条)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄3 (1) 中「及び合理的根拠資料の提出並びに」を「、合理的根拠資料の提出の要求及び」に改め、同欄3 (5) から (9) までを次のように改める。

- (5) 不当な取引行為の改善勧告、合理的根拠資料の提出の要求、情報提供及び事業者の氏名又は名称を含む情報の提供をする場合の意見陳述の機会の付与 (第18条第2項、第3項、第4項、第5項)
- (6) 消費者被害の発生及び拡大を防止するために必要な情報の提供 (第18条の2)
- (7) 緊急時における生活関連物資の調査及び当該調査結果の情報提供並びに事業者に対する必要な措置の勧告 (第21条、第22条)
- (8) 知事への申出に関する調査及び措置の決定 (第23条)
- (9) 指導又は勧告に従わなかった場合の公表及び意見陳述の機会の付与 (第39条第1項、第2項)

別表第2環境生活部の表青少年・男女共同参画課の項部長専決事項の欄1 (6) 及び (7) を削り、同欄1 (8) を同欄1 (6) とし、同表備考中「自然環境室」の次に「、廃棄物指導室及びNPO・県民活動推進室」を加え、別表第2福祉保健部の表子ども未来課の項課長専決事項の欄4 (4) 中「第14条」を「第13条の2、第14条」に改め、別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄7に次のように加える。

- (4) 事業の内容又は経費の配分の変更の承認

別表第2商工観光労働部の表商工振興課の項局長専決事項の欄9 (7) 中「第55条」を「第54条の3」に改め、別表第2農林水産部の表農業環境保全室の項課名の欄中「農業環境保全室」を「農業環境・鳥獣害対策室」に改め、同表経営支援課の項課長専決事項の欄7中「農業改良資金助成法」を「農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第23号) による改正前の農業改良資金助成法 (昭和31年法律第102号)」に改め、同表備考中「農業環境保全室」を「農業環境・鳥獣害対策室」に改め、別表第2県土整備部の表道路政策課の項部長専決事項の欄1を削り、同表都市政策課の項局長専決事項の欄6 (3) を同欄6 (6) とし、同欄6 (2) を同欄6 (4) とし、同欄6 (4) の次に次のように加える。

- (5) わかやま景観づくり協定の認定及び公表 (第11条の2、第11条の3)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄6 (1) の次に次のように加える。

- (2) 地域提案を踏まえた景観計画の作成及び都市計画審議会への付議 (第7条の3、第7条の4)
- (3) 地域提案を踏まえた地域を定めない場合の通知、景観審議会への諮問及び都市計画審議会への諮問 (第7条の5)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄1に次のように加える。

- (8) 全体計画の認定、変更認定、改善命令及び取消し (第86条の8第1項、第3項、第5項、第6項)

別表第2県土整備部の表港湾空港振興課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

12 鉄道事業法 (昭和62年法律第92号) に関する次のこと。

- (1) 事業基本計画の等の変更 (第7条)
- (2) 工事の施工の認可申請 (第8条第1項)
- (3) 工事計画の変更 (第9条第1項、第3項)
- (4) 鉄道施設の変更 (第12条第1項、第2項、第3項)
- (5) 鉄道路線の使用等 (第15条第1項)
- (6) 輸送の安全性の向上 (第18条の2)
- (7) 安全管理規程の届出 (第18条の3第1項、5項)
- (8) 事故等の報告 (第19条、19条の2、19条の4)
- (9) 鉄道事業者による安全報告書の公表 (第19条の4)
- (10) 事業の譲渡及び譲受等 (第26条第1項)
- (11) 事業の休止 (第28条第1項)
- (12) 事業の廃止 (第28条の2第1項、第4項、第5項、第6項)

別表第3総務事務集中課総務事務班長個別専決事項の表中「総務事務集中課総務事務班長個別専決事項」を「総務事務集中課業務第一班長及び業務第二班長個別専決事項」に改め、同表1 (1) 中「(物品の

購入に係るものについては160万円以上のものを除く。）」を削り、「付随する経費」を「会場の附属設備の使用料」に、「負担金補助及び交付金」を「負担金、補助及び交付金」に、「公課費（自動車重量税に限る。）」を「又は公課費（自動車重量税に限る。）に係るもの（契約書を作成し、又は請書を徴する必要があるものを除く。）」に改め、別表第3総務事務集中課物品班長専決事項の表中「基づく」を「関する単価契約（台帳扱い外）の」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

和歌山県訓令第3号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年3月25日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表次長又は副所長を置く地方機関の部中「主務課長」を「主務課長、その他の機関にあっては地方機関の長の指名する職員」に改め、同表振興局の部建設部紀の川流域下水道事務所長の項の次に次のように加える。

建設部京奈和高速 事務所長	次長	
------------------	----	--

別表第2環境衛生研究センター所長の項専決事項の欄に次のように加える。

3 和歌山県環境衛生研究センター受託研究規則（平成23年和歌山県規則第3号）に関する次のこと。

(1) 受託研究に係る承認（第5条）

別表第2和歌山下津港湾事務所長の項専決事項の欄15（1）を削り、同欄15（2）を同欄15（1）とし、同欄18（2）中「入港通知書」を「入港届」に改め、同欄19を削り、同欄中20を19とし、21から31までを20から30までとする。

別表第3第1号の表振興局長の項専決事項の欄19（2）中「県民行政部長等」を「地域振興部長等」に改め、同表部長の項専決事項の欄9、11及び12中「海草振興局建設部海南工事事務所長」の次に「、那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」を加え、同欄13及び14中「海草振興局建設部海南工事事務所長」の次に「、那賀振興局建設部京奈和高速事務所長」を加え、「海草振興局建設部海南工事事務所及び」を「海草振興局建設部海南工事事務所、那賀振興局建設部京奈和高速事務所及び」に改め、同欄27中「地図の訂正に限る」を「部の課長の専決事項として定めているものを除く」に改め、同表地域振興部長の項専決事項の欄98を次のように改める。

98 紀州材需要創出事業（紀州材で建てる地域住宅支援及び公共施設整備等に限る。）の検査及び補助金の交付に関すること。

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄に次のように加える。

103 住みよい山村集落総合対策事業の補助金の交付に関すること。

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄2（1）中「、第32条」を削り、同欄17中「同和対策トラホーム治療費補助金」を「トラホーム治療費補助金」に改め、同表建設部長の項専決事項の欄22中「明治32年法律第24号」を「平成16年法律第123号」に改め、同欄22（1）中「第81条第4項、第81条の8第2項、第90条」を「第43条」に改め、同表部の課長の項専決事項の欄中16を17とし、12から15までを13から16までとし、同欄11の次に次のように加える。

12 工事等に伴う土地の登記（地図の訂正を除く。）に関する事。

別表第3第2号の表海草振興局建設部海南工事事務所長の項の次に次のように加える。

那賀振興局建設部京奈和高速事務所長	1 所属の職員の時間外勤務命令に関する事。 2 所属の職員に係る週休日の振替並びに開庁部門等職員の週休日及び勤務時間の割振りの指定に関する事。 3 所長の旅行（管内の旅行に限る。）及び所属の職員の旅行（旅行期間2週間以上にわたる国内旅行を除く。）に係る旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。 4 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）の承認に関する事。 5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。 (1) 部分休業の承認（第19条第1項） (2) 部分休業の取消し（第19条第3項） 6 その他当該機関に属する事務のうち軽易な事項について照復すること。 7 工事等に伴う土地買収、物件補償等及び土地建物等の借上げ並びに土地の登記（地図の訂正に限る。）に関する事。 8 許可、届出等に関する書類の受理及び進達に関する事。
-------------------	--

別表第3第2号の表東牟婁振興局産業振興部長の項専決者の欄中「東牟婁振興局産業振興部長」を「東牟婁振興局地域振興部長」に改め、同表東牟婁振興局串本建設部長の項専決事項の欄に次のように加える。

3 古座川洪水予報に関する事。

別表第4院長の項専決事項の欄中8を削り、9を8とし、10を9とし、11を10とし、同欄12中「関すること」を「関すること（医療に関するものに限る。）」に改め、同欄12を同欄11とし、同欄13を同欄12とし、同表事務局長の項専決事項の欄中8を10とし、4から7までを6から9までとし、同欄3中「（院長、副院長及び事務局長を除く。以下同じ。）」を削り、同欄3を同欄5とし、同欄2を同欄3とし、同欄3の次に次のように加える。

4 特殊勤務手当の実績の確認に関する事。

別表第4事務局長の項専決事項の欄1の次に次のように加える。

2 職員（院長、副院長及び事務局長を除く。以下同じ。）の管理職特別勤務の確認に関する事。

別表第4事務局長の項専決事項の欄に次のように加える。

11 公文書の管理に関する事（公文書分類表に関する事を除く。）。

12 法令等に基づく届出及び報告等に関する事（医療に関するものを除く。）。

13 その他病院に属する事務のうち軽易な事項に関する事（看護部に関するものを除く。）。

別表第4看護部長の項専決事項の欄に次のように加える。

3 所属の職員（看護部長を除く。以下同じ。）の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。

4 所属の職員の休暇（2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇及び組合休暇を除く。）の承認等に関する事。

5 所属の職員に係る地方公務員の育児休業等に関する法律に関する次のこと。

(1) 部分休業の承認（第19条第1項）

(2) 部分休業の取消し（第19条第3項）

6 その他病院に属する事務のうち軽易な事項に関する事。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。